国立研究開発法人防災科学技術研究所設備整備費補助金	
国立研究開発法人海洋研究開発機構設備整備費補助金	
（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○厚生労働省告示第百二十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（以下「旧告示」という。）により実施する先進医療（旧告示第二の三及び六並びに第三の七十及び七十六に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一　（略） （削る）	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一　（略） 二　三次元形状解析による体表の形態的診断 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患 ロ　施設基準 (1)　主として実施する医師に係る基準 ①　専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。 ②　形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。 ③　当該療養について一年以上の経験を有すること。 ④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。 (2)　保険医療機関に係る基準 ①　形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科を標榜していること。 ②　医療機器保守管理体制が整備されていること。 ③　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

（新設）	
国立研究開発法人海洋研究開発機構設備整備費補助金	
（略）	